

報道各位

## 反射材 早めのライト 光るマナー 令和6年「秋の全国交通安全運動」を実施します

新潟市及び新潟市交通対策協議会では、標記運動に伴い、広報啓発のため各種行事を実施しますので、広報活動にご協力くださいますようお願いいたします。

○実施期間 令和6年9月21日（土）から9月30日（月）までの10日間

※9月30日（月）は、交通事故死ゼロを目指す日

○スローガン 『秋の道 ゆとりとマナーで 事故ゼロへ』

○運動の重点

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止  
横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～（新潟県重点）
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○主な行事 別添リーフレットに記載の行事計画のとおり

○市内の交通事故発生状況について ※（）内は前年比

本年8月末現在で、発生件数754件（-21件）、死者数10人（+2人）、負傷者数859人（±0人）となっています。本年の死者は、10人のうち5人が65歳以上の高齢者でした。

※数値は速報値です。

### 問い合わせ先

新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室 担当：小山、小泉  
TEL：025-226-1113 FAX：025-223-8775  
E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

令和6年

# 秋の全国交通安全運動

期間 9月21日(土)～9月30日(月)

この運動は、夕暮れの早まりと秋の行楽期が重なる時期に交通事故が多発することから、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。



スローガン

秋の道 ゆとりとマナーで 事故ゼロへ

## 運動の重点

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止  
横断歩行者の安全確保 ～渡るよサインの活用～ (新潟県重点)
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 新潟市交通対策協議会出資団体

新潟交通株式会社  
 (一社)新潟市建設業協会  
 (一社)新潟市道路保全協会  
 (一財)新潟北交通安全協会  
 (一財)江南地区交通安全協会  
 (一財)新潟西交通安全協会  
 新潟東安全運転管理者協会  
 秋葉区安全運転管理者協会  
 新潟県トラック協会新潟支部  
 新潟日報社  
 株式会社新潟テレビ21  
 株式会社NTT東日本・関信越

新潟市ハイヤータクシー協会  
 新潟市水道局  
 新潟市管工事業協同組合  
 (一財)新潟東交通安全協会  
 (一財)秋葉区交通安全協会  
 (公財)西蒲地区交通安全協会  
 新潟中安全運転管理者協会  
 新潟南区安全運転管理者協会  
 新潟市小・中学校PTA連合会  
 日本放送協会新潟放送局  
 株式会社エフエムラジオ新潟  
 東北電力ネットワーク株式会社新潟電力センター

北陸ガス株式会社  
 新潟市火災共済生活協同組合  
 (一財)新潟中交通安全協会  
 (一財)新潟南区交通安全協会  
 新潟北安全運転管理者協会  
 江南地区安全運転管理者協会  
 新潟西安全運転管理者協会  
 新潟市青少年育成協議会  
 株式会社NST新潟総合テレビ  
 株式会社けんとう放送

主催 新潟市・新潟市交通対策協議会

当協議会では、上記の皆様からのご出資と新潟市の補助金により、交通事故を防止するための活動を行っています。



# 新潟市・新潟市交通対策協議会が

## 北支部(北区役所)

### 1, 街頭指導所の開設

・9月20日(金) 10:00～ ・新潟北警察署前  
ドライバーに対し、チラシや啓発品を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 街頭指導

・9月25日(水) 7:30～ ・早通南小学校通学路  
小学校通学路の横断歩道等に立ち、登校する児童に交通事故防止を呼びかけます。

### 3, イベント出展

・9月29日(日) 10:00～15:00 ・北区役所  
「キテ・ミテ・キタ区 フード&防災フェスタ」  
イベント参加者に対し、チラシや啓発品を配布し、交通事故防止を呼びかけます。

### 4, 広報活動

・期間中 ・区内全域  
交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報

## 東支部(東区役所)

### 1, 広報啓発活動

- (1) 9月24日(火) 10:00～  
・清水フードセンター中山店  
店舗利用者に対し、チラシや啓発品を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。
- (2) 9月25日(水) 14:00～ ・イオン新潟東店  
店舗利用客に対し、チラシや啓発品を配布し交通安全・交通事故防止を呼びかけます。  
また、酒酔いゴーグル等の体験を行います。
- (3) 9月30日(月) 9:30～ ・東区役所  
来庁者に対し、チラシや啓発品を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 広報活動

・期間中 ・区内全域  
交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報  
区役所内パネル展示

## 秋葉支部(秋葉区役所)

### 1, 広報啓発活動

・9月20日(金) 11:00～ ・原信新津店  
店舗利用客に対し、チラシや啓発品(特産品のチューリップ球根)を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 街頭指導所の開設

・9月24日(火) 10:00～ ・国道460号東部運動公園前  
ドライバーに対し、チラシや啓発品(特産品のチューリップ球根)を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 3, 街頭指導

・期間中(通学時間帯) ・区内主要交差点  
区役所職員が朝の通学時間帯に一斉街頭指導を行います。

### 4, 広報活動

・期間中 ・区内全域  
交通指導車による区内の巡回広報  
地域FMでの広報

## 南支部(南区役所)

### 1, 「ゆっくり行こう! 南区」の開催

・9月14日(土) 14:00～  
・白根学習館 ラスペックホール  
イベントを開催し、参加者にチラシや啓発品を配布して交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 広報啓発活動

・9月24日(火) 10:00～ ・イオン白根店  
店舗利用客に対し、チラシや啓発品、特産品の梨を配布して、「交通事故なし」を呼び掛けます。

### 3, 広報活動

・期間中  
市政情報モニターによる広報  
南区だよりによる広報

## ～新潟市交通対策協議会 交通遺児等激励事業～

新潟市交通対策協議会では、交通事故により保護者等が死亡、もしくは重度の後遺障害を負った、新潟市内に居住する中学生以下の子どもを対象に、激励事業を行っています。

当事業は市内の個人・企業・団体から寄せられる善意の寄付金でまかなっています。子ども達の健全育成・支援のため、皆さまのあたたかいお気持ちをお寄せください。大変お手数ですが、ご寄付をされましたら、右記の市民生活課安心・安全推進室まで、ご連絡をお願いします。

受付口座

新潟信用金庫 本店  
普通預金:0264178  
口座名:新潟市交通対策協議会



# 実施する主な行事計画

※新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、行事が中止になる場合があります

## 中央支部（中央区役所）

### 1, 街頭指導所の開設

- (1) 9月24日(火) 10:00～ ・関屋浜海水浴場付近  
ドライバーに対し、チラシや啓発品を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。
- (2) 9月26日(木) 10:00～ ・山ニツ(関本製麺前)  
ドライバーに対し、チラシや啓発品(関本製麺の乾麺)を配布して、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 広報活動

・期間中 ・区内全域

交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報

## 江南支部（江南区役所）

### 1, 出発式

- ・9月20日(金) 10:30～ ・江南警察署  
関係機関・団体が集まり、交通事故ゼロを目指し気運を高めます。出発式後、警察署前で「違反・事故しませんべい」の啓発品(ハッピーターン)をドライバーへ配布して、安全運転・交通事故防止を呼びかけます。

### 2, 街頭指導所の開設

- (1) 9月24日(火) 10:00～ ・亀田本町地内
- (2) 9月25日(水) 9:15～ ・割野地内
- (3) 9月26日(木) 10:00～ ・横越上町地内  
ドライバーに対し、チラシや啓発品、地元特産品の梨を配布して、「事故ナシ」を呼びかけます。

### 3, 広報活動

・期間中 ・区内全域

交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報

## 西支部（西区役所）

### 1, 街頭指導所の開設

- ・9月25日(水) 10:00～
- ・五十嵐コミュニティハウス付近幹線道路  
ドライバーに対し、チラシや啓発品(梨)を配布して、「事故なし」を呼びかけます。

### 2, 広報啓発活動

- ・9月26日(木) 16:00～ ・原信新通店  
店舗利用者に対し、日本文理高校生とともにチラシや啓発品を配布し、交通安全・交通事故防止を呼びかけます。

### 3, 高齢運転者実技講習会

- ・9月22日(日) ・新潟文化自動車学校  
実際に自動車を運転して、運転する際のルールや緊急時の対応方法を確認してもらいます。

### 4, 広報活動

・期間中 ・区内全域

交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報

## 西蒲支部（西蒲区役所）

### 1, 交通安全功労者への表彰及び出発式

- ・9月20日(金) 9:00～ ・西蒲地区交通安全センター  
交通安全功労者へ表彰を行います。  
関係機関・団体が集まり、交通事故ゼロを目指し気運を高めます。

### 2, 街頭指導所の開設

- (1) 9月20日(金) 10:00～ ・善光寺交差点付近
- (2) 9月27日(金) 10:00～ ・巻地区 巻総合高校脇
- (3) 期間中 ・西蒲区役所前 ・岩室地区 ・潟東地区  
ドライバーに対し、チラシや啓発品の配布し、交通安全・交通事故防止を呼び掛けます。

### 3, 広報活動

・期間中 ・巻文化会館

交通安全に関する標語やぬり絵を募集し、パネル展示を行います。

### 4, 広報活動

・期間中 ・区内全域

交通指導車による区内の巡回広報  
市政情報モニターによる広報  
防災行政無線による広報

## ～お問い合わせ先～

交通安全に関するお問い合わせは  
新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室

☎025-226-1113 (直通)

または各区役所交通安全対策主管課まで

北区役所	025-387-1295	東区役所	025-250-2720
中央区役所	025-223-7064	江南区役所	025-382-4254
秋葉区役所	0250-25-5470	南区役所	025-372-6431
西区役所	025-264-7120	西蒲区役所	0256-72-8147



# ～安心・安全な新潟市を目指して～

## 反射材用品等の着用促進や安全な横断方法の 実践等による歩行者の交通事故防止 横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～（新潟県重点）

### 横断歩道での歩行者保護はドライバーの義務です！

新潟市では、本年7月末時点の交通事故により亡くなられた方は10人で、うち5人が歩行者でした。

また、死者10人のうち65歳以上の高齢者が5人でした。

今後、夕暮れが早まるにつれて、交通事故の増加が懸念されます。ドライバーは運転に集中して、横断歩道では歩行者の有無をしっかりと確認し、横断者や横断しようとしている歩行者がいたら必ず止まりましょう。



### 歩行者は反射材用品を身に着け、自分自身を目立たせて交通事故防止！

夕暮れ時や夜間は、ドライバーから歩行者が見えづらく、交通事故の危険性が高まります。

歩行者は反射材用品を靴や鞆、衣服等に取り付け、明るい色の服装を心掛け、自分自身を目立たせて、ドライバーにいち早く気付いてもらえるようにしましょう。

## 「渡るよサイン」を活用しましょう！

歩行者は、道路を横断する時に「渡るよサイン」で横断する意思を明確に示し、車が止まったことを確認して横断しましょう。

### ※「渡るよサイン」とは

歩行者がドライバーに横断する意思を明確に伝える動作で、「手を上げる」「顔や体をドライバーに向ける」等をいいます。



詳しくはこちら  
(県警 HP)

## 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と 飲酒運転等の根絶

### 早めのライト点灯とハイビームを活用しましょう！

夕暮れ時以降は、交通事故が増加する傾向にあります。ドライバーは暗くなる前に早めのライトの点灯を心がけましょう！ハイビームとロービームをこまめに切り替えるなど、歩行者等を早期に発見して、交通事故を防止しましょう。

### 飲酒運転はしない、させない、許さない

飲酒運転は、悪質で危険な犯罪です。令和5年中、新潟市では18件の飲酒運転による交通事故が発生しています。家族、友人、会社、飲食店など、みんなで協力して飲酒運転を根絶しましょう。



## 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

### 自転車ヘルメットを着用しましょう！

令和5年4月1日から自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化され、令和5年の警察庁による自転車ヘルメット着用率の調査結果は、新潟県は2.4%と全国最下位でした。自転車利用中の交通事故で亡くなられた方の約5割が頭部に致命傷を負っていることから、万が一の交通事故に備えてヘルメットを着用しましょう。

### 自転車も交通ルールを守りましょう！

自転車は車両です。自転車安全利用五則等のルールを守り、交通事故を防止しましょう。

### 特定小型原動機付自転車

令和5年7月に改正道路交通法が施行され、一定の基準を満たす電動キックボード等に限り「特定小型原動機付自転車」として、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されました。交通ルールを守って、安全利用に努めましょう。



詳しくは  
こちら  
(警察庁 HP)

